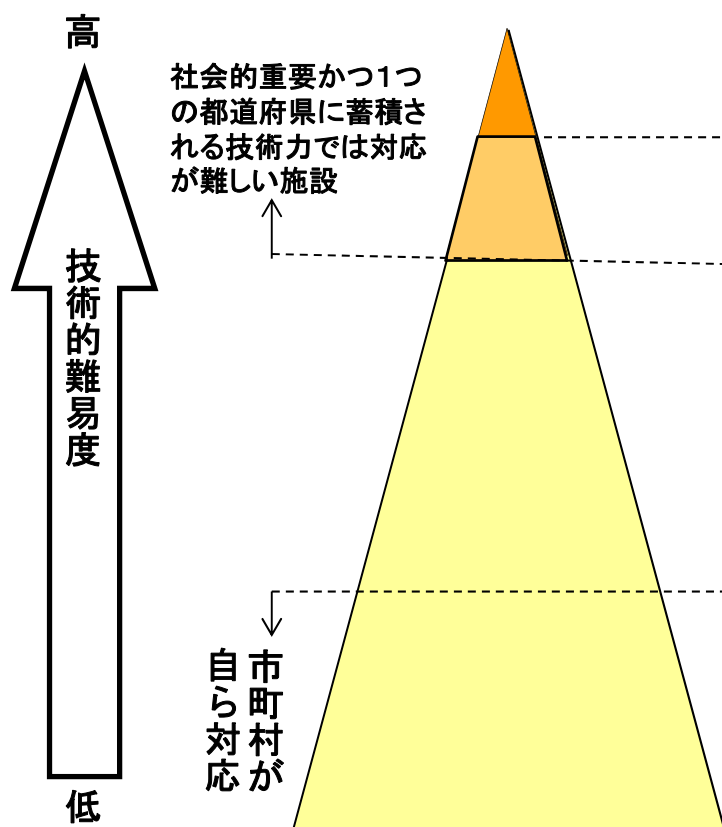


今後行うべき取り組みの考え方

—資料2—

国と都道府県の役割の考え方

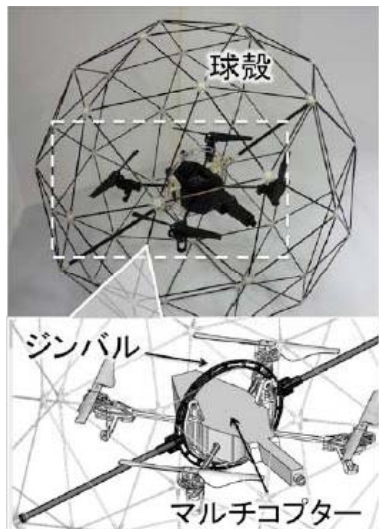
- 国はインフラの「所管者」として市町村における維持管理体制構築のための制度や仕組み等を構築するとともに、国による管理を行っている施設分野では、「管理者」として有する高度な技術や幅広い知見を活用する支援(都道府県では対応が難しいもの)を実施すべき
- 都道府県は市町村を包括する地方公共団体であり、市町村に対する窓口になるとともに、例えば国が作成するガイドラインに基づき、市町村が共同処理体制を構築する場合に、国と連携し、体制構築の支援等を行うことが期待



| 今後必要な取り組み | | 従来からの取り組み |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 国等による助言・代行の実施 | 市町村の体制強化 | |
| <p>④体系的な助言・代行の仕組みの構築</p> <p>助言(国)</p> <p>一貫した代行制度</p> <p><ルール化></p> <p>助言(都道府県)</p> | <p>⑤緊急的な対応制度の構築</p> <p>①維持管理の共同処理体制の促進</p> <p>②技術者派遣の仕組みの構築</p> <p>③民間事業者への包括委託の推進</p> | <p>基準・マニュアル類の整備</p> <p>研修の充実</p> <p>技術開発</p> |

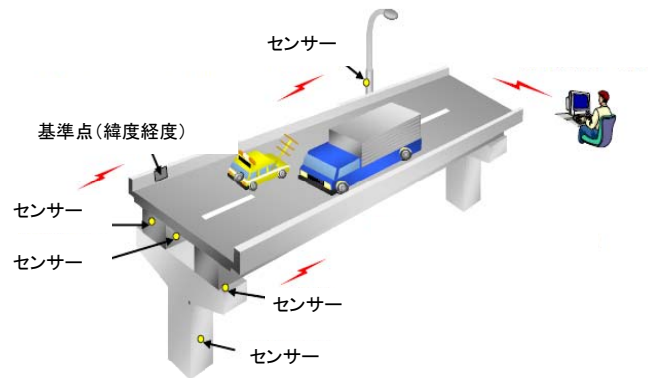
メンテナンスの効率化・高度化のための技術開発と導入

- 従来からの点検・診断、補修・修繕に加え、メンテナンスの効率化・高度化のための先進的な技術開発に取り組む新たな企業の役割が期待される。
- 国は、維持管理等に対するニーズと技術シーズのマッチングを図り技術研究開発を促進。
- 公募技術について現場検証を実施し、有用な技術を直轄で先導的に導入し、地方公共団体への普及を促進。

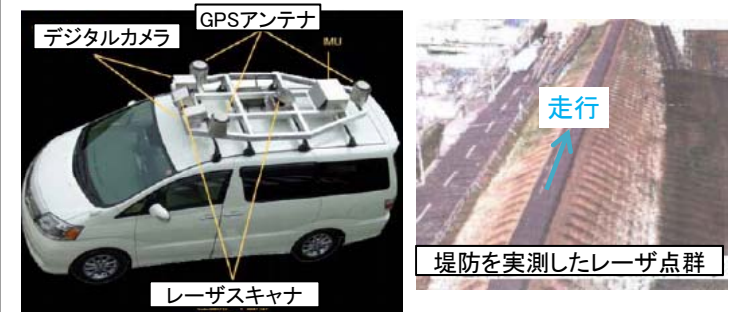


橋梁点検ロボットの例

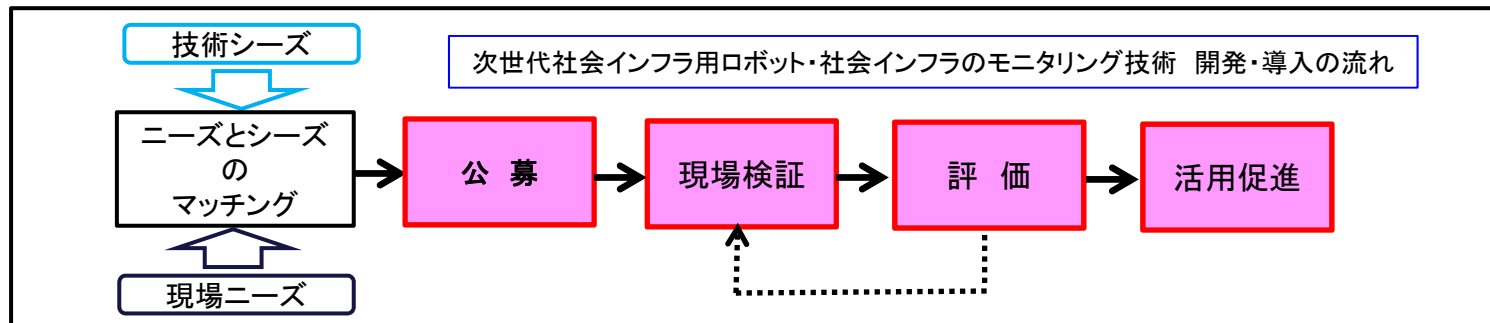
桁が入り組んだ狭い空間を飛行しながら、橋梁表面を接写撮影



社会インフラのモニタリング技術の例
 損傷が大きい箇所等における変位等の監視や事務所等におけるデータの取得。



堤防の変状調査技術の例
 高解像度カメラやレーザスキャナにより、堤防の変状、沈下等の恐れのある箇所を絞り込み。



地方自治法による共同処理制度

○「連携協約」、「事務の代替執行」新設の変遷

既存の共同処理制度の問題点

| 共同処理 | 課題 |
|--------|-----------------------------------|
| 協議会 | ・迅速な意志決定が困難 |
| 共同設置 | ・中心的な市町村の負担 |
| 一部事務組合 | ・迅速な意志決定が困難 |
| 広域連合 | ・構成団体の意見が反映されにくい ・住民への説明責任が不十分 |

| 共同処理 | 課題 |
|-------|------------------------------|
| 事務の委託 | ・他の市町村の事務処理の状況等の情報を把握することが困難 |

新たに創設された制度

(H26地方自治法改正)

「連携協約」制度

- ・意志決定機関(協議会)を置かずに、連携協約により共同事務を執行
(第252条の2関係)

「事務の代替執行」制度

- ・他の普通地方公共団体の長等に事務を管理・執行させる
(事務の権限は委託者に残る)
(第252条の16の2～第252条の16の4関係)

柔軟な連携の
仕組みの必要性

地方自治法による共同処理制度

○現行の事務の共同処理の主な取り組み

| 共同処理制度 | 法人設立 | 管理者の権限・責任 | 制度の概要 | 主な適用事例と件数 |
|-------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協議会 | 法人の設立を要しない簡便な仕組み | 協議会へ移動 (連帯責任) | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。 不法行為等については各構成団体の連帯責任と解されていることから、<u>責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない</u>と言われることがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 広域行政計画等に関するもの[31件] 視聴覚教育[25件] 消防(通信指令等)[14件] |
| 連携協約 平成26年度地方自治法改正により新設 | | 移動しない | <ul style="list-style-type: none"> 「協議会」における事務の簡素化を図り、執行機関としての組織を設ける必要がないことから、素早い意志決定が可能。 | |
| 事務の委託 | | 受託団体へ移動 (受託団体の責任) | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。 事務の委託を行うと、委託側は当該事務の管理執行権限を失い、当該事務の法令上の責任は受託団体に帰属する。 効率性に優れた共同処理方式である反面、委託団体・受託団体双方において<u>権限が完全に受託団体に移動することに懸念が生じる場合がある。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 公平委員会[1,165件] 住民票の写し等の交付[1,159件] 競艇(場外発売等)[853件] |
| 事務の代替執行 平成26年度地方自治法改正により新設 | 移動しない | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、他の地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において管理し及び執行する制度。 権限は代替執行される側に残り、責任を負う。 | | |
| 一部事務組合 | 別法人の設立を要する仕組み | 一部事務組合へ移動 (別法人である一部事務組合の責任) | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、その事務の一部を共同して、法人化した一部事務組合に行わせる制度。 一部事務組合は管理者、議会、監査委員の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確。 組織や施設を安定的に管理・運営する上で優れている反面、<u>構成団体が増加すればするほど、意見調整に時間を要し、迅速な意志決定が難しくなると指摘されることがある。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理[398件] し尿処理[352件] 消防、救急[282件] |

総務省 第30次地方制度調査会第32回専門小委員会 資料等を基に作成

地方自治法による共同処理制度

○地方公共団体支援に関する地方自治法の条文

1. 国と地方公共団体との関係性に関する条文

第五条

普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

2 都道府県は、市町村を包括する。

(関与の法定主義)

第二百四十五条の二

普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

2. 協議会(共同処理)に関する条文

(協議会の設置)

第二百五十二条の二

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

※同様に「一部事務組合」、「広域連合」、「連携協約」についても勧告できる規定がある。

1)市町村の体制強化

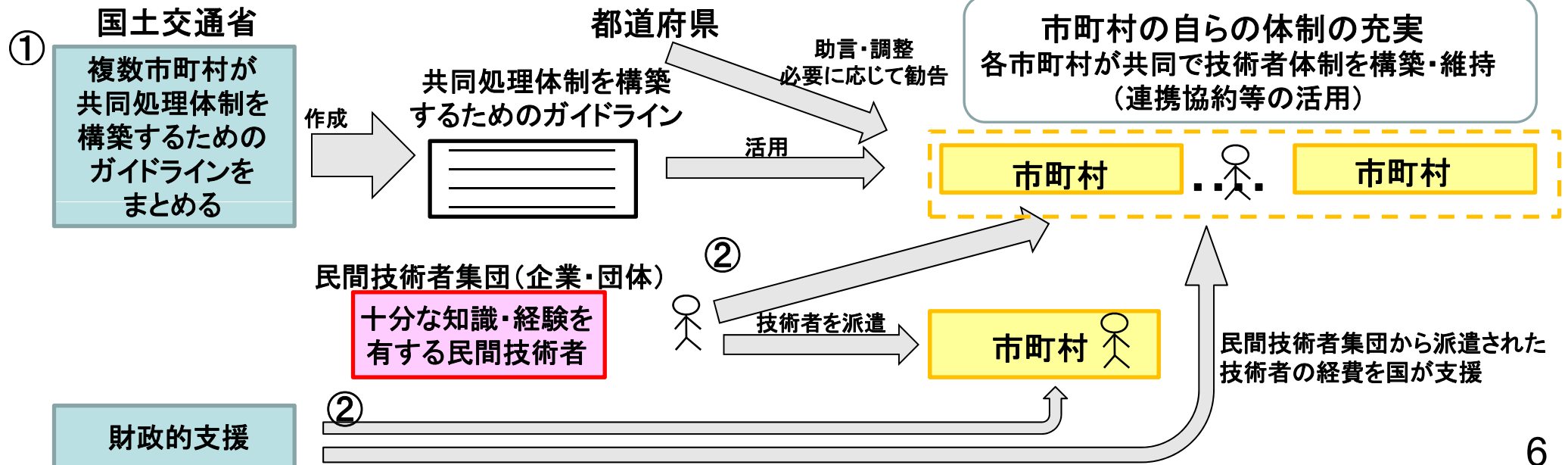
①維持管理の共同処理体制の促進

- 市町村は、単独で組織体制の構築が困難な場合は、他の市町村と連携して事務を処理することも必要
- 国は連携の取組促進のため、制度の活用方策や共同発注する事務の範囲や費用と責任の分担の考え方をガイドラインとしてまとめるべき
- 都道府県は、市町村による共同処理体制の構築について助言・調整や必要に応じて勧告を行うことが期待

②技術者派遣の仕組みの構築

- 市町村は、自らの組織の中に民間技術者を導入、活用して維持管理体制の強化を行う必要
- 市町村の派遣技術者の選定に資するよう、保有資格、経験等を明らかにする人材登録制度が必要
- 一定の技術水準等を満たす民間技術者集団(企業・団体)の体制を確保し、派遣できるような仕組みを構築すべき
- 民間技術者集団から派遣される技術者の経費を国等から市町村に対して支援することも重要

<概念図>



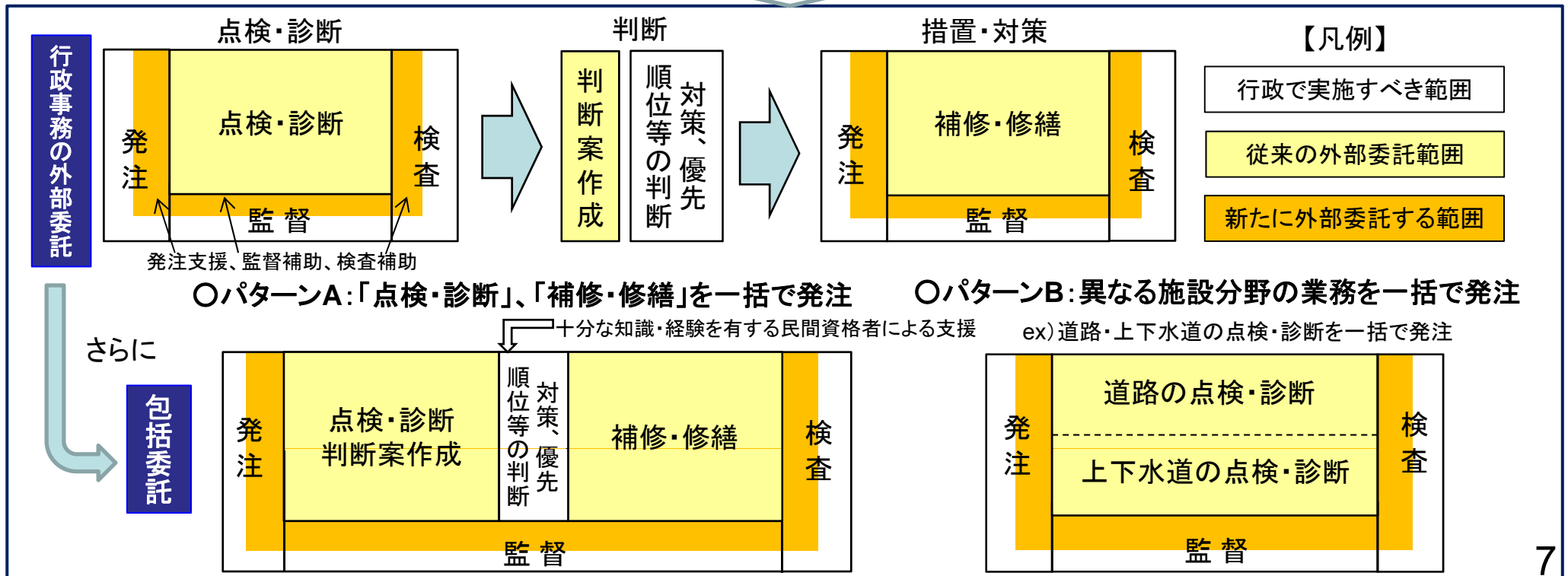
1)市町村の体制強化

③点検・診断、補修、修繕の民間事業者への包括委託の推進

- 人員・技術力の不足を改善するため、従来行政が行ってきた事務の一部の外部委託を進める
- 包括委託により民間事業者による創意工夫、新技術の開発導入や、メンテナンスに軸足を置いた建設産業の育成も期待。市町村の実施する事務の省力化も図られる。
- 異なる施設分野の業務を合わせて一体的な点検を実施することで新たな技術開発等が進む可能性
- 国は、市町村と共同し、包括委託を試行し、取組が促進されるようガイドラインの策定等の推進方策を検討すべき

- ・これまで市町村では点検・巡視が実施されていないケースが一定程度存在。
- ・技術者不足等により点検の質にも課題。

自らの体制のみでは適切な維持管理の実施が困難な場合は、民間事業者による補完を検討。



(参考)民間事業者等による市町村業務の補完事例(府中市における包括的管理委託)

府中市における包括管理委託

- これまで府中市では、道路の日常的管理について、市の直営と複数の委託を合わせて対応
- より効率のよい道路管理を目指すため、2014年度から2016年度までの3年間、市内中心部の道路施設等(延長約3.5km)における日常の維持管理を対象として、包括的管理委託を実施
- 包括管理委託を受託する民間業者に要求する業務の水準及び特記事項をしめすものとして、「要求水準書・リスク分担」を作成

リスク分担表(一部抜粋)

| リスクの種類 | リスクの内容 | 市 | 受託者 |
|------------------|----------------------------------|---|-----|
| 施設損傷リスク(一部) | 通常利用での劣化によるもの | | ○ |
| | 施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの | ○ | |
| 施設管理コストリスク(一部) | 市の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少 | ○ | |
| | 特定の第三者の責めによる、維持管理費の増大 | ○ | |
| 維持管理に係る事故リスク(一部) | 施設の維持管理を委託する時点で既に生じていた瑕疵から生じる事故 | ○ | |
| | 受託者の運営業務自体から生じる事故 | | ○ |
| 技術革新リスク(一部) | 道路施設管理に関する技術の陳腐化による追加投資 | ○ | |

| 包括管理受託者の業務範囲 | | 従来の役割分担 | |
|--------------|---------------------------------------------------------|-----------------|-----------|
| 業務項目 | 業務内容 | 直営 | 委託 |
| 巡回業務 | ・巡回計画の作成 ・日常パトロールの実施 ・警察署との合同パトロールの実施 ・巡回日誌の作成 | ○ | - |
| 維持業務 | 清掃業務 ・道路の清掃 ・雨水樹の汚泥清掃 ・府中駅前ペDESTリアンデッキの清掃 | ○ | ○ |
| | 植栽管理業務 ・馬場大門のけやき並木の管理 ・街路樹の剪定・除草 | - | ○ |
| | 街路灯管理業務 ・街路灯の設置・管理 | - | ○ |
| 補修・修繕業務 | ・損傷箇所の補修 | ○ | ○ |
| 事故対応業務 | ・事故処理に関わる資料作成 ・事故処理に関わる補修作業 ・事故に伴う補修費用等の集計 | ○ (加害者対応、作業) | ○ (作業) |
| 災害対応業務 | ・緊急パトロールの実施 ・現地処理作業の実施 | ○ | ○ |
| 苦情・要望対応業務 | ・苦情・要望箇所の現地状況確認 ・現地処理作業の実施 | ○ (苦情対応、作業) | ○ (作業) |
| 占用物件管理業務 | ・不法占用物の現地状況確認 ・不法投棄の現地状況確認 | ○ | - |
| 法定外公共物管理業務 | ・法定外公共物の維持管理 | ○ | ○ |

資料) 府中市「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託要求水準書・リスク分担(改訂版)」を基に作成。

注) 上記の表は、包括管理委託の範囲内の業務であり、「境界確定、許可関係、光熱水費、改修」などの管理業務は含まれていない。

(参考)民間事業者等による市町村業務の補完事例(下水処理場における包括的民間委託)

下水処理場における包括的民間委託の導入状況

○平成15年12月「包括的民間委託導入マニュアル(案)」、平成20年6月「包括的民間委託等実施運営マニュアル(案)」の発行以来、全国で約280箇所(平成23年度末現在、全国の約13%)を超える処理場において、包括的民間委託が導入されている。

下水処理場における包括的民間委託の特徴

- 放流水質等について要求水準を設定する性能発注を基本とする。
- 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則
- 複数業務を包括的に実施することによる効率化
- 複数年契約による経験の蓄積

包括的民間委託の期待される効果

- 運転管理、ユーティリティ、修繕を行っていた公共人件費の削減
- 運転手順の改善等による業務効率化
- 薬品、電力等調達の柔軟化、大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、節約等によるコスト縮減
- 民間による修繕の必要性の見極め、保守点検との一体的な実施等、民間企業の創意工夫による効率化
- 包括的受注による諸経費率の削減(スケールメリットの発現)

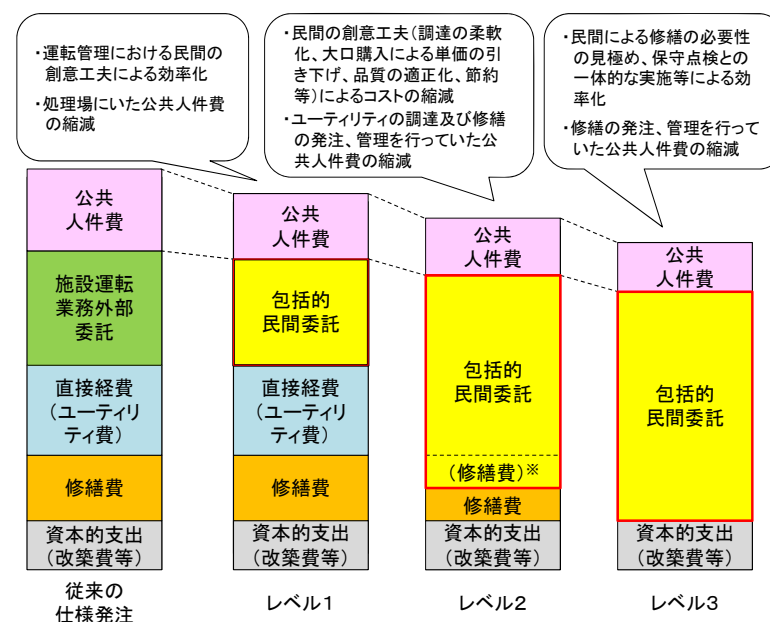
包括的民間委託の課題

- 自治体職員の減少と技術力低下により、履行監視や評価が困難。
- 委託者(自治体)と受託者(民間企業)のリスク分担の明確化。

<下水道管路施設における包括的民間委託の課題>

- ①管路施設情報や過去の点検・調査等の維持管理情報が十分に管理・蓄積されてないため、ふさわしい性能設定ができない。
- ②管路施設の状況が、受託者の作業上の責によらない外的要因(交通荷重等)により変化してしまうことから、受託者の業務を評価・監視する指標が設定しづらい。

性能発注のレベルと、性能発注の導入によるコスト縮減イメージ



*レベル2の包括的民間委託に含む修繕は、1件当たりの金額が一定額以下のもの。

2)国・都道府県等による技術的判断の支援及び代行の実施

④体系的な助言・代行の仕組みの構築

- 市町村からの技術的相談について、都道府県、地方整備局・事務所が対応する手順について各地域でルール化を図るべき。対応については、社会的に重要かつ1つの都道府県に蓄積される技術力では対応が困難なものについては国が対応し、それ以外は都道府県で対応することが必要
- 全国のメンテナンスに関する事例やデータを蓄積し、技術的支援を行うための新たな組織が必要
- 市町村で対応が困難な技術的に高度で社会的影響が大きな施設については、市町村の要請を踏まえ、必要に応じて国が点検、診断、補修・修繕を行う一貫した代行制度が必要

⑤緊急的な対応制度の構築

- 緊急的に高度かつ重大なメンテナンスが必要になった場合に、市町村の要請を踏まえ国が点検・診断、緊急対応について技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する制度が必要

■道路(橋梁)における緊急的に助言を行った例

浜松市が管理する天竜川原田橋(1956年竣工)における損傷と修繕

→ 国・市による対策プロジェクトチームが設立され、国土交通省の技術支援(助言)を受け、市が対策を実施



原田橋(浜松市)



ケーブルの破断状況



追加セーフティーケーブルの設置



(参考)TEC-FORCEの概要について

TEC-FORCEの設置根拠

○緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令(一部抜粋)

(設置及び目的)

第1条:大規模災害自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局及び気象庁にそれぞれ緊急災害対策派遣隊を置く。

(事務)

第2条:(1)被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援
(2)被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援
(3)被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援

TEC-FORCEの活動概要

地方公共団体への現地での技術的助言
(H25. 8山口島根豪雨 山口県山口市)



自衛隊・消防等の救命救助活動への支援
(H25. 10台風26号 東京都大島町)



市町村長の右腕となるリエゾンを派遣
(H23.3東日本大震災 岩手県田野畑村)

